

### 作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで 安全確保

- 平成25年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 営農が制限されている居住制限区域は農地の保安全管理や試験栽培
- ③ 避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では実証栽培
- ④ 平成25年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、全量を管理・検査
- ⑤ それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米については、作付制限、吸収抑制対策、検査の3つの対策を組み合わせた安全の確保が図られています。

2014（平成26）年産米については、2013（平成25）年産米の検査結果や、避難指示区域の見直しなども踏まえ、

- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③ 避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では実証栽培
- ④ 2013（平成25）年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、全量を管理・検査
- ⑤ それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認

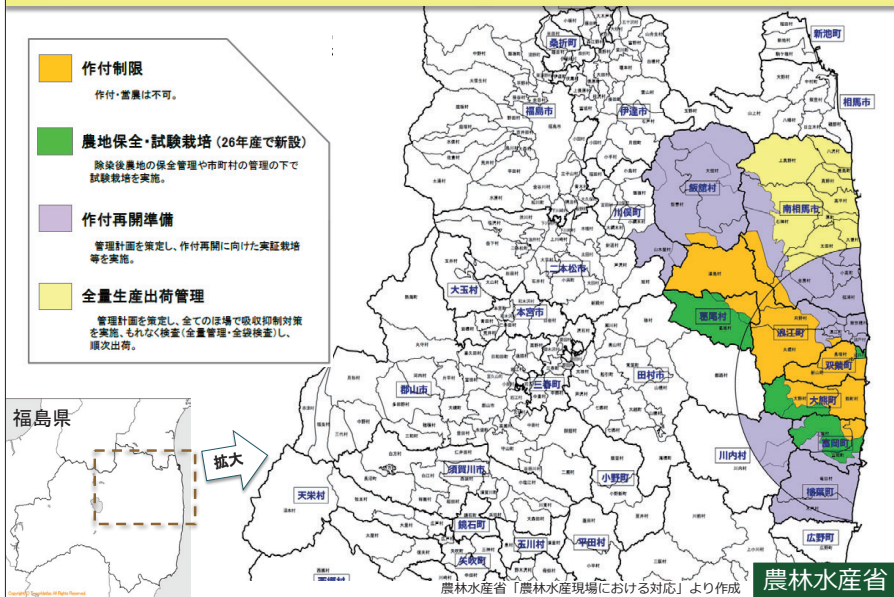
が実施されています。また、福島県では県独自の取組として、全地域で全袋検査が引き続き実施されています。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA87 米の安全性は、どうなっていますか



地図上の濃い黄色は、作付けを制限する地域、緑は除染後農地の安全管理や市町村の管理の下での試験栽培を行う地域、紫色は、避難指示解除準備区域など、今後の作付再開に向け、県及び市町村が管理計画を策定し、実証栽培を実施する区域です。

薄い黄色は、2014（平成26）年産から作付けを再開するため、県及び市町村が管理計画を策定してほ場ごとに吸収抑制対策を徹底した上で全量管理・全袋検査を行う地域です。2013（平成25）年産米の検査の結果、基準値を超える米が、地域的な広がりをもって検出されたのは一部地域に留まったことから、全量管理・全袋検査を行った地域は2013（平成25）年度と比べ大きく減少しました。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

本情報は最新（2014年度）の情報です。

関連Q&A

- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA87 米の安全性は、どうなっていますか

福島県では、平成24年産米から、県全体で全袋検査を実施。



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、2012（平成24）年産米から、写真のようにベルトコンベヤー式の検査機を用い、国から指示された区域のみならず、県の取組として、県全体で全袋検査を実施しています。2015（平成27）年産米についても引き続き実施される予定です。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA87 米の安全性は、どうなっていますか

	50ベクレル/kg以下	50ベクレル/kg超 ～ 100ベクレル/kg	100ベクレル/kg超	超過割合 (%)
平成26 年産	1,086万	14	0	0%
平成25 年産	1,104万	817	28	0.0003%
平成24 年産	1,037万	2,095	84	0.0008%
平成23 年産	25,063	809	592	2.24%

平成27年1月26日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米については、2011（平成23）年産米において、一部地域で放射性セシウム濃度の高い玄米が見られましたが、その後2012（平成24）年産以降は、吸収抑制対策などの取組の効果により、基準値である100ベクレル/kgを超過した割合は年々減少し、2014（平成26）年産は2015（平成27）年1月末まで、基準値超過はありませんでした。

具体的な米の吸収抑制対策については次のページをご覧ください。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

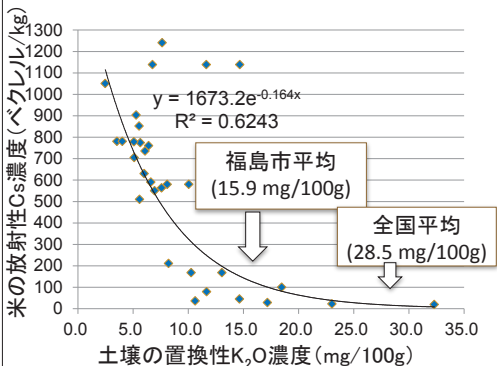
：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

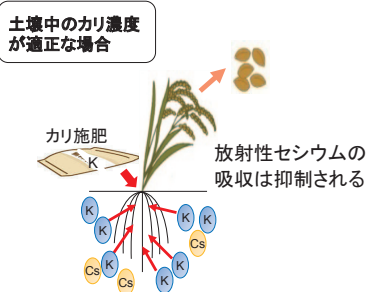
関連 Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA87 米の安全性は、どうなっていますか

- ・ 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- ・ 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



カリ施肥による稲の吸収抑制対策



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

放射性セシウム濃度の高い玄米が発生する要因を調べたところ、土壌中の放射性セシウム濃度が高いからといって、必ずしも玄米中の放射性セシウム濃度が高くなるわけではない。一方で、玄米中の放射性セシウム濃度が高くなる土壌は、土壌中の主な栄養素の一つのカリウムの濃度が通常より低いことがわかりました。

カリウムとセシウムは化学的な性質が似ているため、土壌中にカリウムがじゅうぶんあるとセシウムは吸収されにくく、カリウムが少ないとセシウムは吸収されやすくなるのではないかと考えられています。

これらのことから、土壌中のカリウム濃度の低いほ場においてはカリ肥料を適切に施用することで、玄米中の放射性セシウム濃度を下げられることがわかりました。

本資料への収録日：2013年3月31日

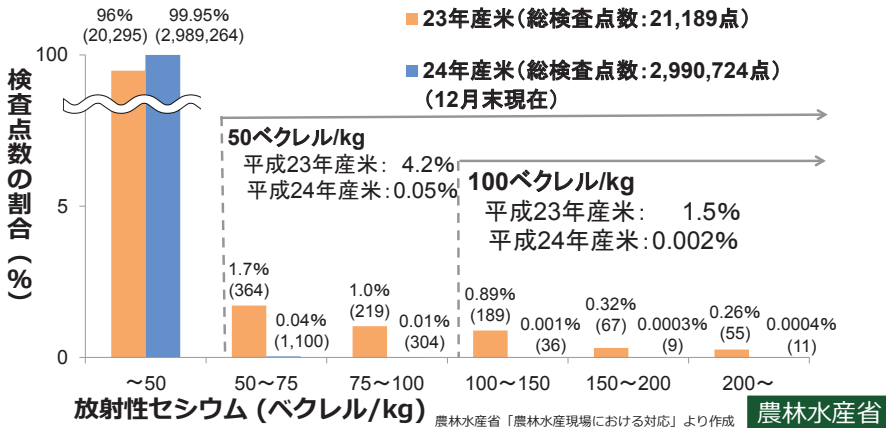
改訂日：2014年3月31日

関連 Q&A

・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

平成23年産と比較すると100ベクレル/kg超過割合は減少。

平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県）  
（平成23年産米の緊急調査の対象区域）



このグラフは、2011（平成23）年産米において福島県で緊急調査（高い値が出た地域を中心に2万2,664戸の農家を対象に全戸検査）を行った地域において、2011（平成23）年産と2012（平成24）年産の検査結果を比較したものです。

昨年度高い値がみられた地域で比較したところ、2011（平成23）年産は100ベクレル/kg超が1.5%ほどありましたが、2012（平成24）年産では0.002%と減少しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

本情報は事故当時（2011年）と2012年度の情報です。

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物の対応は、①安全な飼料の給与など家畜の適切な飼養管理を徹底し、②出荷前に放射性物質検査を行い、③検査結果に応じて、基準値を超えるものが流通しないように出荷制限を行うことで、安全を確保しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 1章 QA42 お店で売っている魚や肉は食べても大丈夫ですか
- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか

## 飼料の暫定許容値の改訂

食品の新基準値（食肉100ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg）を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (ベクレル/kg)	新暫定許容値 (ベクレル/kg)
牛	300*	100
豚	300	80
鶏	300	160
養殖魚	100	40

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000ベクレル/kg。

## 家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生産された畜産物が基準値（食肉では100ベクレル/kg、牛乳では50ベクレル/kg）を超えないように、飼料の暫定許容値を設け、暫定許容値以下の飼料を与えるなど飼養管理が徹底されています。また、牧草地においては反転耕などによる除染が進められることにより、暫定許容値以下の飼料が生産できるよう支援が行われています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

### 関連 Q&A

- ・1章 QA42 お店で売っている魚や肉は食べても大丈夫ですか
- ・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか



### ■ 放射性物質検査の体制

#### ① 牛肉

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）  
では、3か月に1度、全戸検査を実施。

特に、このうち4県（岩手県、宮城県、福島県、  
栃木県）については、一部の農家について出荷に  
当たり全頭検査を実施。

#### ② 乳

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）  
では、2週間に1度、検査。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

牛肉の検査については、5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で全戸検査が実施されています。さらに、出荷制限が指示された4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）については、全頭検査が実施されています。乳についても定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：2013年3月31日

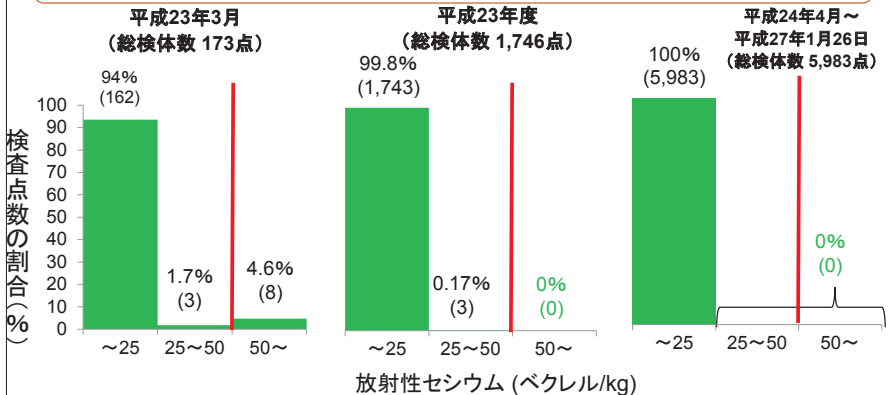
改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 1章 QA42 お店で売っている魚や肉は食べても大丈夫ですか
- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか

- 福島第一原発事故当初には50ベクレル/kgを超過した原乳がみられた。
- 平成23年度以降基準値超過無し。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

原乳は、事故直後の2011（平成23）年3月は、現在の基準値50ベクレル/kgを超過するものが数点見られました。しかし、2011（平成23）年度以降、基準値を超過したものはありません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

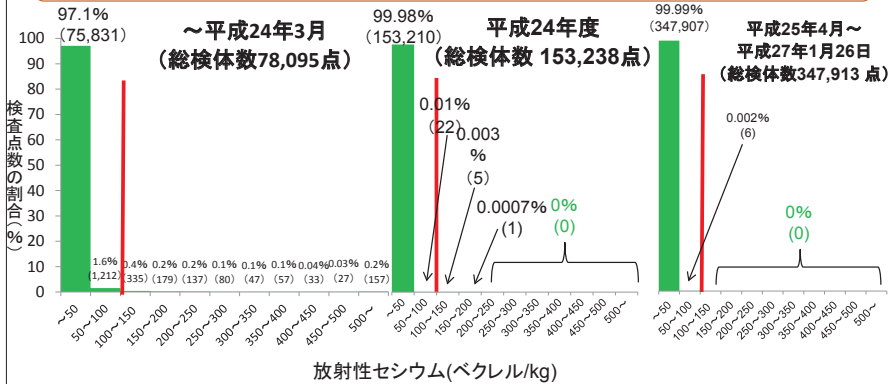
：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか

- ・平成23年度は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により100ベクレル/kg超過がみられた。
- ・平成24年度は100ベクレル/kg超の割合は大幅に低下し、平成25年度以降は基準値超過無し。



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

牛肉については、2011（平成23）年度は100ベクレル/kgを超えるものがみられましたが、飼養管理の徹底などの結果、2012（平成24）年度は約15万3,000点の検査が行われたうち、基準値100ベクレル/kgを超えるものは6点とわずかでした。2013（平成25）年度以降は2015（平成27）年1月末までで約34万8,000点を検査し、基準値を超過した牛肉はありませんでした。なお、100ベクレル/kgを超えた牛肉については、他の品目と同様に、出荷されないよう処分されており、安全なものだけが流通されるようになっています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

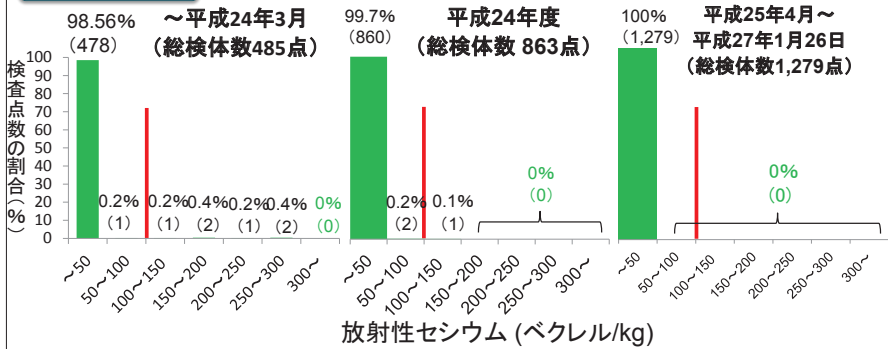
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか

- ・ 豚・鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで検査した豚肉・鶏肉・卵については平成23年度から大部分（99%）が100ベクレル/kg以下。
- ・ 平成25年度以降は基準値超過無し。

豚肉



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

豚肉については、飼料は輸入された配合飼料が主であるため、基準値超過はほとんどみられていない状況です。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

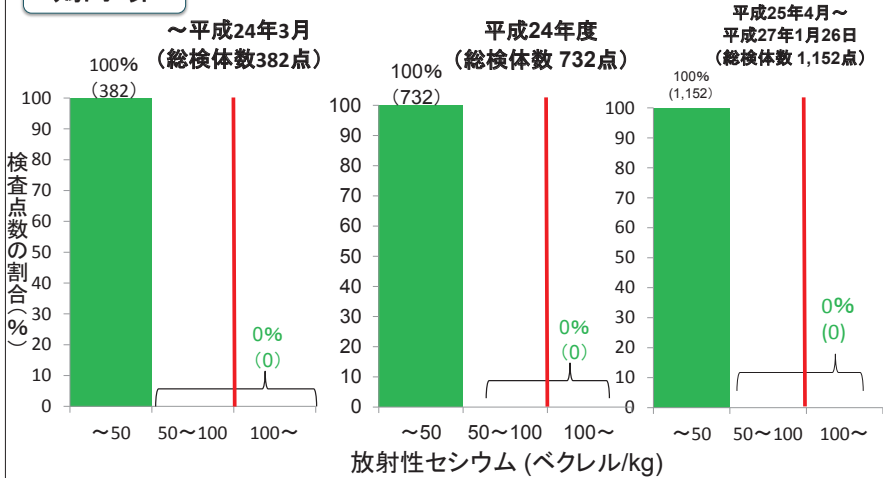
：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA94 牛乳、肉、卵の安全性は、どうなっていますか
- ・ 4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか

鶏肉・卵



(注)・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は50ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

鶏肉・卵も豚肉と同様に、輸入された配合飼料が主体であるため、基準値超過したものは2011（平成23）年度以降ありません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

## 具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保  
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の放射性物質による汚染低減対策や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

林産物については、特に原木を使ったシイタケなどで高い値がみられているため、安全なきのこ原木への切り替えへの支援、放射性物質の低減技術の情報提供、ほだ木（きのこ原木にきのこ菌を加えたもの）の放射性物質による汚染低減対策などの取組を進めて、現場で安全な林産物の生産が確保されるように支援を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

### 関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(平成24年4月～)	
きのこ原木	150ベクレル/kg	きのこ原木及びほだ木	50ベクレル/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植え替えたもの  
菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植え替えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

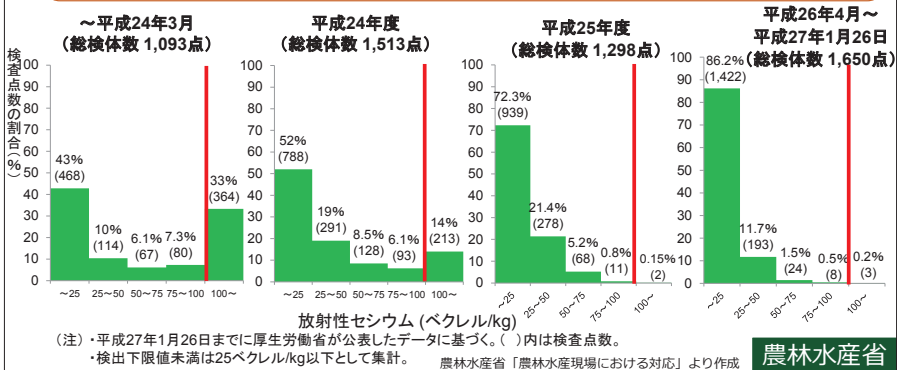
きのこ原木や菌床については、家畜に与える飼料と同様に、全国に流通する可能性があります。このため、安全なきのこを生産するため、きのこ原木やほだ木であれば50ベクレル/kg、菌床であれば200ベクレル/kgという指標値が設けられて管理が行われています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

- 平成23年度は基準値を超えたものが3割見られたが、その割合は年々減少している。
- 出荷制限指示（平成27年1月26日時点）  
露地栽培：6県（93市町村） 施設栽培：4県（17市町）



原木しいたけについては、2011（平成23）年度には約3割が基準値100ベクレル/kgを超えていましたが、2014（平成26）年4月から2015（平成27）年1月末までの期間では0.2%程度と減少してきています。しかし、現在においても基準値を超過するものが見られるため、基準値を超えた地域については出荷制限などが行われるとともに、指標値を超えた原木は使用しないように処分されています。

本資料への収録日：2013年3月31日  
改訂日：2014年3月31日  
：2015年3月31日

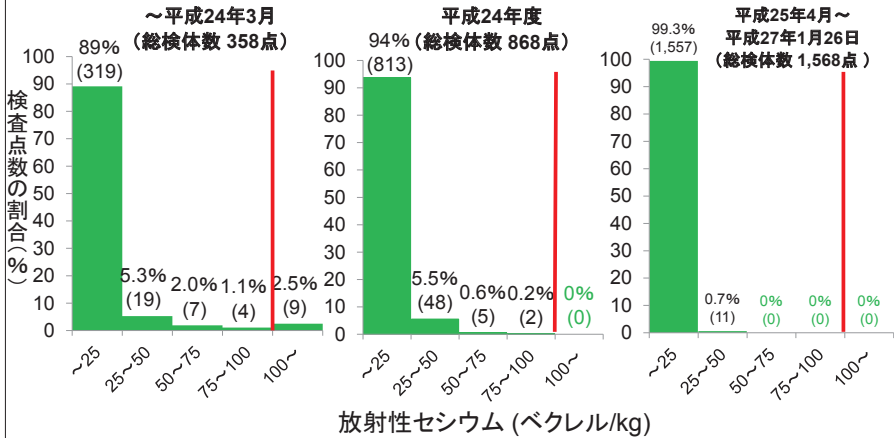
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか



菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものは無い。



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。 農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

おが粉や栄養剤などを混合した培地にきのこの菌を植えた菌床しいたけからは、2012（平成24）年4月以降は基準値100ベクレル/kgを超えるものはありません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

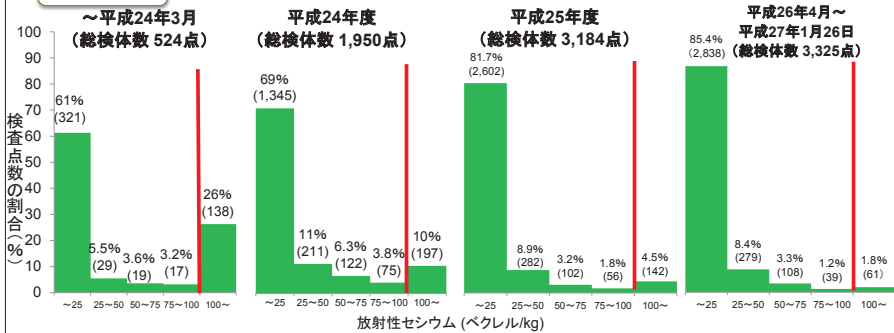
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

- ・ 山菜や野生きのこでは、平成24年度以降も基準値を超えたものがある。
- ・ 出荷制限指示(平成27年1月26日時点)
  - ・ 山菜(たけのこ・くさそてつ等): 7県(107町村)
  - ・ 野生きのこ: 10県(109市町村)

## 山菜



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。( )内は検査点数。

・検査下限値未滿は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

山菜、野生きのこについては、栽培管理ができないこともあり、2012（平成24）年度以降も基準値を超えるものが見られています。基準値を超えた地域については出荷制限などの措置が行われており、こういった地域の山菜などは市場には流通していません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

### 関連 Q&A

- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
  - ・ 50ベクレル/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
  - ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、主要な魚種や漁場、及び過去に50ベクレル/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

これまでに蓄積された調査結果の分析などから、汚染の状況は、その水産物がこういったところに生息しているかなどによって異なるということがわかってきています。

例えば、海面の近く、海底の近く、海面と海底の間の中のうちどこで生息しているかによって汚染状況が異なります。このため、生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマなどの回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の道県で調査を行っています。

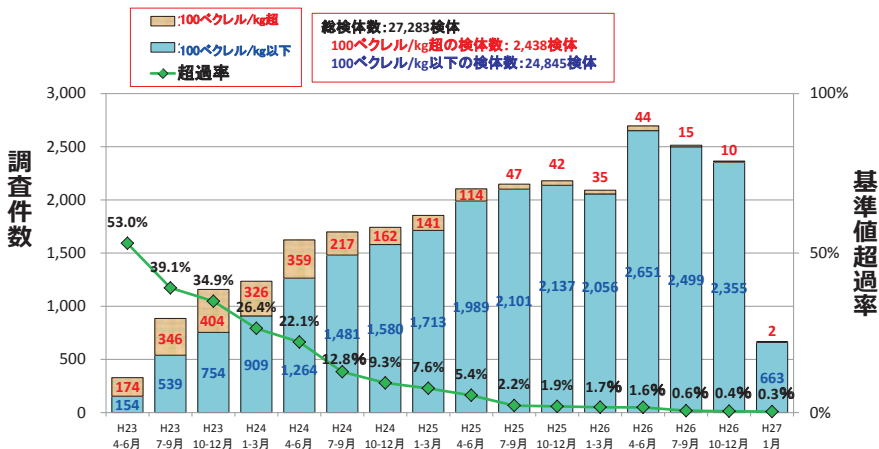
本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 1章 QA43 放射性物質で汚染されている水産物が市場に流通しているのではないですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

基準値を超える割合が当初53.0%だったが、現在では0.3%まで低下



（注）平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、2011（平成23）年4～6月期には100ベクレル/kgを超える割合が53%となっていました。事故後1年間でその割合は半減しました。2012（平成24）年4月以降は、50ベクレル/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続していますが、それでも基準値を超えるものの割合は低下を続け、2014（平成26）年7～9月期以降は1%以下となっています。

水産物の放射性物質による汚染は、福島第一原発事故時の放射性物質の飛散及びその直後の汚染水漏洩が主要因であり、その後は新たな汚染は起きていないことから、100ベクレル/kgを超える水産物が検出されることはかなり少なくなっています。

また、100ベクレル/kgを超える検体が検出された場合には、同じ水域で漁獲された同じ種類の魚すべてについて出荷が自主規制され、他の水域でも検出された場合には原子力災害対策本部長により出荷制限が指示されますので、基準値を超える水産物が市場に流通することはありません。

なお、福島県では、安全性が確認された魚種のみを対象にした試験操業を除き、すべての沿岸漁業・底びき網漁業を自粛しています。

本資料への収録日：2014年3月31日

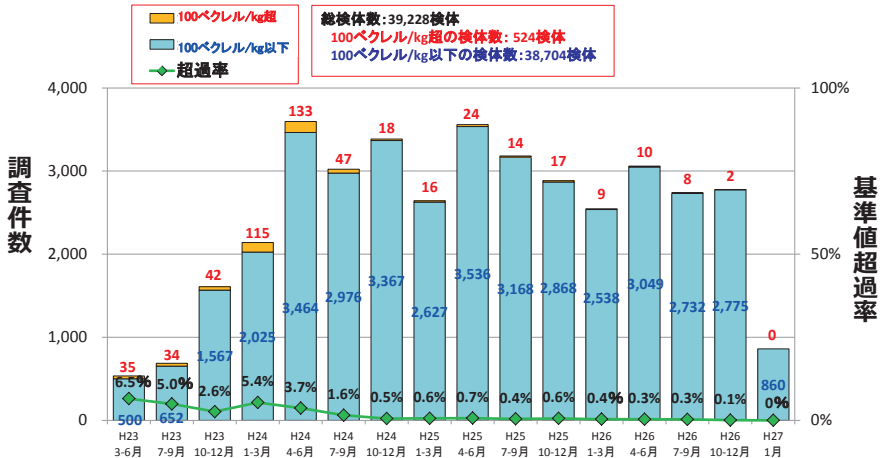
改訂日：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では1%を切るレベルで推移



（注）平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県以外の自治体においても、100ベクレル/kgを超える割合は徐々に低下し、2012（平成24）年10～12月期以降は1%を切るレベルで推移しており、2014（平成26）年10～12月期は0.1%まで低下しています。

なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示などにより、いずれも市場に流通しないよう措置されています。

本資料への収録日：2014年3月31日

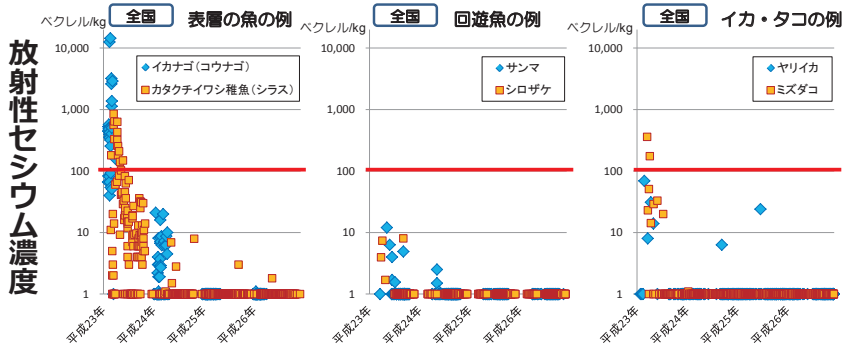
改訂日：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
  - 回遊魚、イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
  - カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生息域の環境や食性の異なる魚種の放射性セシウム濃度の検査結果を紹介します。コウナゴやシラスなどの海面近くに生息している魚は、事故直後には高い値がみられましたが、現在ではすべてが基準値以下となっています。

サンマ、シロザケなど海を広く回遊する魚は、事故直後であっても100ベクレル/kgを超えるものはなく、50ベクレル/kgの値もみられません。

一方、一部のカレイ類などの海底近くに生息する魚の中には、現在でも一部の海域で基準値を上回る検体が検出される魚種が存在しますが、その頻度はかなり低下しています。

また、イカ・タコ類などの水産無せきつ動物は、事故直後は高い値がみられましたが、表層の魚より速やかに濃度が低下し、現在では50ベクレル/kg超の値もみられていません。これは、水産無せきつ動物では塩類が海水と体の中を自由に行き来するため、海水中の放射性セシウム濃度が低下すると、速やかに体内の濃度も低下するためと考えられます。

このように、生息域の環境や食性等が品目毎の放射性セシウム濃度の傾向に関係することがこれまでの調査結果から示されています。

河川等に生息する内水面の魚種の放射性セシウム濃度は、区域によっては基準値を超えています。養殖のものは、全て基準値以下となっています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

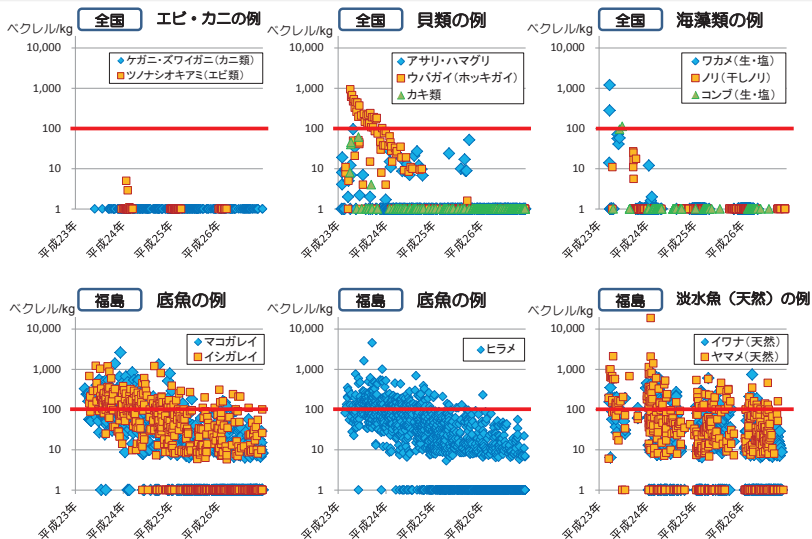
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

・4章 QA3

農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

放射性セシウム濃度



(注) 平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

図の上段は、全国の、エビ・カニ、貝類、及び海藻類の2011（平成23）年3月24日から2015（平成27）年1月31日までのセシウム濃度の検査結果を示しています。

エビ・カニ類（ケガニ、ズワイガニ及びツノナシオキアミ）の検査結果は、事故直後から100ベクレル/kgを超えるものもなく、50ベクレル/kg超の値もみられません。貝類（アサリ・ハマグリ、ウバガイ（ホッキガイ）及びカキ類）の検査結果は、事故直後は暫定規制値の500ベクレル/kgを超えるものもありましたが、2012（平成24）年度以降は、全て100ベクレル/kg以下であり、50ベクレル/kg超の値もほとんどみられません。海藻類（ワカメ、ノリ、コンブ）の検査結果は、事故直後は暫定規制値の500ベクレル/kgを超えるものがみられましたが、その後速やかに放射性セシウム濃度は低下し、50ベクレル/kg超の値もみられなくなっています。

下段の福島県の淡水魚（天然）の場合、100ベクレル/kgを超えたものの割合が、2011（平成23）年度は51.3%、2012（平成24）年度は18.5%、2013（平成25）年度は10.6%、2014（平成26）年度は6.5%となっています。依然として100ベクレル/kgを超えるものがみられますが、放射性セシウムの濃度は着実に減少しています。（水産庁「水産物の放射性物質の検査に係る報告書（平成23年3月～平成27年1月）」2015（平成27）年に基づき作成）

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

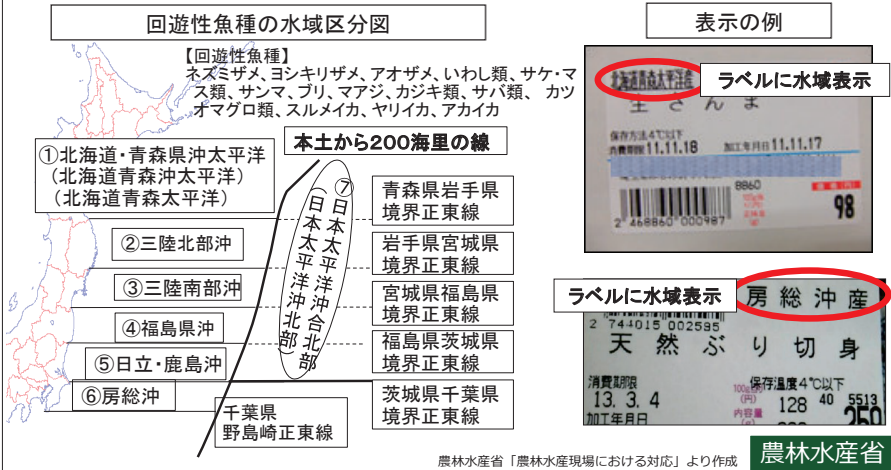
本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連 Q&A

・4章 QA3

農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか

○平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。



2011（平成23）年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものか消費者の方がわかりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。このように、放射性物質調査の情報を消費者にわかりやすく提供することで、風評被害の防止を図っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 1章 QA43 放射性物質で汚染されている水産物が市場に流通しているのではないですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA88 生鮮農産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか
- ・ 4章 QA95 牛乳の表示のどこを見ればその原産地がわかるのですか
- ・ 4章 QA100 生鮮水産物の原産地表示は、きちんと行われているのですか